

第 3 回 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場条例改正準備会議事録（案）

日時：令和元年 10 月 19 日（土）13：30～14：30

場所：みさき会館 大会議室

参加者：境港水産事務所 宇山、部谷、尾田

その他は別添、名簿を参照

議事内容：C（コメント）、Q（質問）、A（回答）

項目	議事内容
議事の進め方について	<p>C：今回は、四つの取引ルール（商物一致の原則、第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、自己買受の原則禁止）のうち、前回でも議論の集中した自己買受の原則禁止についてどうするか焦点をあてて進めたい。そこで、自己買受以外のルールについては、現場の卸売業者、仲買業者にヒアリングをさせていただいた。この結果をもとに方向性の案を準備したので、これをもとに議論を進めたい。（事務局）</p> <p>C：市場設置条例が作られてから長い時間が経っており、現在の取引実態に照らして不合理性があればその部分は改正していきたい。また、今後の市場の活性化についても併せて考えていきたい。（事務局）</p> <p>A：会場から特に意見なし。</p>
第 2 回準備会議の公開用議事録（案）について	<p>C：第二回会議は 2 時間と長時間に及んだため、主な意見に集約した。発言者の氏名は、公表時には匿名とさせていただく。内容をご確認いただき、修正が必要な場合は来週の金曜日（10 月 25 日）までに事務局まで連絡いただきたい。（事務局）</p>
第三者販売の原則禁止	<p>Q：仮に第三者販売を解除して、卸売業者が直接、実需者に販売できるようになったとして、水産物が卸売業者のものになっていないといけないのでは？卸売業者は生産者から仕入れて実需者に販売するということか？そうだとすれば、実質的に自己買受と同じことになるのではないか。（生産者 A）</p> <p>C：無条件委託販売だと、卸売業者の責任において相手先を限定せずに水産物を販売できるはずだ。上場したものを仲買業者以外に販売することが第三者販売になるのでは（卸売業者 A）。</p> <p>A：現在、卸売業者が市場に上場してセリ、入札にかけて、あるいは相対により仲買業者に販売しているが、その相手先に規制がなくなるというもの。（事務局）</p> <p>C：現場ヒアリングによると、規制を解く必要性を感じていないとのことだった。ヒアリングしていない生産者の意見を聞きたい？（事務局）</p> <p>A：委託販売で市場を通すものだったらこの規制は残すべき。市場外で卸売業者が買付をした場合は単なる商行為だと思う。（生産者 A）</p>

	<p>A：今まで通りやればよい。(生産者 B)</p> <p>A：上場したものは、今までどおりのルールでよい。(卸売業者 A)</p> <p>C：それでは第三者販売は変えないということによろしいか。(事務局)</p> <p>A：了解。(出席委員)</p>
直荷引きの原則禁止	<p>C：前回、論点となったのが出荷準備スペースは仲卸店舗にあたるのかということ。市場整備の考え方から、出荷準備スペースは荷捌き施設の一部。従って、市場外で購入した水産物を持ち込み、他者に販売することは想定されていない。(事務局)</p> <p>C：事前に仲買業者からヒアリングを行い、現状で支障はないと意見ももらっている。この点、生産者としての考えは？(事務局)</p> <p>A：今まで通りということなら問題ない。(生産者 A)</p> <p>Q：卸売業者としても問題ないか？(事務局)</p> <p>A：問題ない。(生産者 B)。</p> <p>C：それでは、この点も変えないということを進めていきたいがよろしいか。(事務局)</p> <p>A：了解。(出席委員)</p>
商物一致の原則	<p>C：事前ヒアリングの結果、卸売業者からは商物分離の取引のニーズがあった。対して仲買業者からは現状で支障はないので、規制を解く必要はないとの回答であった。そのため、この会議で意見を調整したい。(事務局)</p> <p>Q：前回の会議で、仲買さんから規制を緩和してほしいとの声もあったがヒアリングしてみると現状のまま規制を解く必要はない、とのことであった。この点、仲買業者 A はどうお考えか？(事務局)</p> <p>C：仲買としては物理的にもものがなくても、その状況を確認することが出来る環境が整備されたら、という前提条件において発言したもの。現状、そのような環境がないので、この原則はそのまま残したらよいと考えている。(仲買業者 A)</p> <p>C：実際にこの市場にないものを、ここでセリや入札にかけることは出来ない。このままでいいと思う。(生産者 B)</p> <p>C：前回、ヒアリングがあったときは買取のイメージだった。(卸売業者 A)</p> <p>Q：それでは商物分離の要望はないということによろしいか？(事務局)</p> <p>A：要望はないということによい。(卸売業者 A)</p> <p>C：それでは皆さん意見は一致ということを進めさせていただきたいがよろしいか。(事務局)</p> <p>A：了解。(出席委員)</p>

<p>自己買受の原則禁止</p>	<p>C：前回に論点となったのは、卸売業者が買い手となって、取引の透明性が担保されるか、ということ。その方法の一つとして電子入札が挙げられる。一方、電子入札が境港の取引実態に合致するのか、という課題もある。(事務局)</p> <p>C：再度、この点についてご意見を伺いたい。(事務局)</p> <p>C：このたび、卸売業者3社の代表が集まり意見をまとめた。第一点は、卸売市場法の改正の趣旨を踏まえ漁業者を元気にすること(漁業者の所得を上げること)。そのことによって境港に魚が集まり、結果的にそのことが市場機能の活性化につながる。また、国民の負託に応えることになる。</p> <p>二つ目には、卸売業者が長年、仲買登録がある業者を通じて市場での取引に参加してきた実績もある。取引の透明性の担保が論点になっていたが、仲買の子供として参画して今まで問題視される事象とか事案はなかったと思う。それだけに透明性があり、公正・公平なセリ、入札を行ってきた長年の実績がある。こういうことからすれば透明性がないという議論は、違うという気がする。</p> <p>もう一つは、卸売業者が買参権を取得して取引を行うことが市場の活性化につながり、ここに集まる荷物も増えてくる。境港の市場が整備された大きな成果につながってくると思う。従って、ぜひ自己買受を可とするような条例改正をお願いしたい。うちは自己買受を行うことを考えているが、他の2社がやるかやらないかは、各社の判断になると思う。また、先に議論のあった第三者販売ということは全く考えていない。公平な競争のなかで市場を活性化することが生産者のためにもなるし、消費者のためにもなる。(卸売業者A)</p> <p>Q：仲買さんとしては、どうお考えか？(事務局)</p> <p>A：従来の形を変えて入札に参加してきて、過去に公平性を担保されなかったことがあったのか、と言われると幸いにしてそれはなかった。それは何故かという、買参権がなかったから。そこに一つの枠があって現在に至っている。唯一最大なのが権利として認めてしまうと、将来にわたって公平性が担保されるのか若干、疑問がある。(仲買業者A)</p> <p>C：疑問というのは実質的にやった中で解消していくべきもの。法改正の趣旨をしっかりと受け止めてお互いに取り組んでいくべきものではないか。(卸売業者A)</p> <p>Q：他に仲買の立場として、生産者でもあるが仲買業者Bはどうお考えか？(事務局)</p> <p>A：生産者の立場と仲買の立場と両方あり、さらに境港水産振興協会という立場もある。前回の会議でも述べたが、様々な販路が存在しつづけるというのが地域の活性化の一つの手法であると思う。仲買さんが</p>
------------------	--

	<p>たくさんいるという状況を大切にしないといけない。中小の小売店、スーパーに対する販売のチャンネルは中小の仲買業者が持っている。買いの力の強いところ、バイイング・パワーとしては卸売業者が強いと思う。自己買受を認めれば、長い時間をかけて仲買業者が淘汰されるという懸念があるので、この原則は維持したほうがいいと考えている。法律で自己買受が可能になってきているので条例でどうするか、という取扱いだと思う。透明性や公平性を担保するという仕組みを考えないといけないと思う。例えば電子入札など。(仲買業者 B)</p> <p>Q: 仲買さんからもう一人意見を伺いたい。仲買業者 C はどうお考えか？(事務局)</p> <p>A: うちら小さい仲買なので、競争が激しくなると大変になるのかと思う。(仲買業者 C)</p> <p>Q: 卸売業者は 3 社とも同意か？(事務局)</p> <p>A: まあ、個々の状況に応じてだと思うが。入札に透明性がないと言うのなら札を開示すればいい。(卸売業者 A)</p> <p>C: これまでをまとめると卸売業者は仲買権を持つことに賛成。仲買さんは改正についてもう少し待つ、という意見。(事務局)</p> <p>Q: 仲買さんは数が多い。ここは仲買組合として業界の意見を集約しては？(生産者 B)</p> <p>A: 仲買としての意見はこれまでと同じ。入札時の透明性に疑義がある。入札の札を公表すると言われても、指ゼリもある。(仲買業者 A)</p> <p>C: 指ゼリなら、その場で皆が見ている。一番、透明性や公平性があるところではないか。(卸売業者 A)</p> <p>A: 確かにそうだが、そういう疑義が生ずるのが嫌だと言っている。(仲買業者 A)</p> <p>C: 透明性に疑義があると言うなら、指ゼリを行う場内の水産物は買わない。入札の札は全て開示する。(卸売業者 A)</p> <p>Q: 生産者として生産者 A さんのご意見は？(事務局)</p> <p>A: うち生産者でもあり、仲買権も持っている。20 年前から仲買権も持ってやっている。生産者にとって適正な価格で取引が行われることを、まず考えないといけない。適正な価格で売られることが長く続かないといけない。今だけじゃなく将来にわたり適正な価格が維持されること。長崎や石川や他県の船も組合員。隠岐の船も含めて他県の船も入りやすい環境を求める。常に適正な価格で魚が売られること。うちの会長が言われたように仲買の数が多いこと。それが長く続くことが大事だと思う。この市場の開設者は鳥取県。なので、皆さんの意見を聞いて県が判断されればよい。(生産者 A)</p> <p>C: 島根県の漁業者を代表して意見を言うと、漁業者が元気になるよう</p>
--	---

	<p>に競争原理に基づいて魚価の形成を行ってほしい、というのが願い。 (卸売業者 A)</p> <p>Q：鳥取県の生産者としてのご意見は？（事務局）</p> <p>A：。。。。。。（コメントなし）</p> <p>C：繰り返しになるが仲買が反対しているのは、方策はないとは言えないが公平性の担保という点。もう一つは、卸売業者には強力なバイイング・パワーがある。1 企業の仲買が参加するのと、また違った意味でのバイイング・パワーというのがある。この 2 点をもって仲買としては反対。（仲買業者 A）</p> <p>C：資本力がどうであれ、買参人が一般論として損をしてまで買うことはしない。（卸売業者 A）</p> <p>A：私が申しあげているのは資本の多寡ではなく、今言っているのはバイイング・パワーのこと。もちろん資本にも裏打ちされるが、卸売機関であるというバイイング・パワー。（仲買業者 A）</p> <p>C：この点は、自己買受を認めるか否かで大きな論点ではないと思う。（卸売業者 A）</p> <p>C：ここは意見を聞く会なので、多様な意見が出る。県がこの意見を聞いてどう判断するか、ということになる。（生産者 A）</p> <p>C：ここはまとまらない。今回は、意見は出尽くしたということでよいか？議論を重ねれば意見が一致するのであれば議論は重ねようと思うが、平行線のまま。県としても皆さん意見が一致の上で進めるのが望ましいと思っている。次、どうするか皆さんにご連絡させていただきたい。次回、開催するとすれば 11 月の終わりから 12 月の初めにかけて。次回は自己買参権だけ行います。（事務局）</p>
--	---

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場条例改正準備会議 出席者

区分・所属	役職	氏名	出欠	
生産者	鳥取県漁業協同組合	代表理事組合長	景山一夫	出席
	鳥取県沖合底曳網漁業協会	事務局長	前嶋 宏	欠席
	山陰旋網漁業協同組合	会長	岩田祐二	出席
	山陰旋網漁業協同組合	専務理事	川本英文	出席
	日本海かにかご漁業組合	会長	岩田慎介	欠席
	鳥取県小型いかつり漁業協会	事務局長	前嶋 宏	欠席
	鳥取県沖合いかつり漁業協会	会長	岩田慎介	欠席
卸売業者	境港水産物市場荷受協議会	会長	岸 宏	出席
	鳥取県漁業協同組合	境港支所・販売統括部長	景山 悟	出席
	鳥取県漁業協同組合	境港支所・販売部長	森脇和浩	出席
	境港魚市場株式会社	代表取締役会長	佐々木六郎 代理（山本貴弘）	出席
	境港魚市場株式会社	代表取締役社長	石橋 久	欠席
	漁業協同組合 JF しまね	専務理事	中尾由岐夫	出席
	漁業協同組合 JF しまね	常務理事	福本匡弥	出席
仲買業者	境港鮮魚仲買協同組合	理事長	島谷憲司	出席
	境港鮮魚仲買協同組合	副理事長	森脇哲雄	欠席
	境港鮮魚仲買協同組合	副理事長	越河彰統	欠席
	境港鮮魚仲買協同組合	副理事長	川口利之	出席
市場管理者	境港水産物市場管理(株)	専務取締役	北野茂樹	出席
水産振興	境港水産振興協会	専務理事	江尻敏美	出席